

第24期 第24回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月13日(水) 13時30分から15時30分

2. 開催場所 大津市役所 新館7階 特別会議室

3. 出席委員(18人)

会長	7番	田中 謙一
副会長	2番	宇野 幸太郎
副会長	8番	西村 博
副会長	9番	森元 直紀
	1番	高谷 久美子
	3番	大伴 四郎左衛門
	4番	橋本 正和
	5番	安井 善次
	6番	山本 公彦
	10番	西村 正明
	11番	森田 康裕
	12番	横山 成治
	13番	松尾 比古敏
	14番	正田 富美子
	15番	上坂 雅彦
	16番	服部 みさ子
	17番	槌田 昌子
	18番	三田村 美江

4. 欠席(0人)

5. 説明員(2人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名	13番 松尾 比古敏 委員
		14番 正田 富美子 委員

第2 議案第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第90号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第92号 農用地利用集積計画について
報告第132号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第133号 農地法第5条第1項7号の規定による農地転用届出について
報告第134号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について
報告第135号 田畑転換等農地の形状変更の届出について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、係長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局長

お暑い中、全員出席いただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。本日は、最初に少しお時間をいただきまして、令和4年4月1日の人事異動がありましたことを、ご報告させていただきます。

<人事異動について報告>

事務局長

それでは、第24期第24回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。

最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席番号5番 安井 善次委員に先唱いただきますので、以後一斉に、ご唱和をお願いいたします。

<大津市農業委員憲章斉唱>

事務局長

はい、ありがとうございました。ご着席、お願いいたします。

それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、本日は北部選出の副会長であります森元 直紀委員にお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

副会長

それでは、議事に先立ちまして、本定例会総会の成立について申し上げます。

本日は全委員にご出席いただいております。農業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。

次に、会長からご挨拶をよろしく申し上げます。

会 長 <会長挨拶>

副会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いたします。

議 長 それでは、日程に従い始めさせていただきます。

なお、事前に質問はありませんでしたので、ご発言はご意見に限って簡潔にお願いしたいと存じます。

また、議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

13番 松尾 比古敏 委員

14番 正田 富美子 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1の伊香立北在地町及びNo. 2の伊香立上在地町ほかについて、地元委員より、一括してご意見をお願いします。

委 員 No. 1ですが、譲受人さんと譲渡人は親戚関係で、譲渡人がおじにあたり、土地を譲り渡すということで、話がまとまりました。ここは、道の真横で草刈りはずっとしておられ、畑にしようと思ったらすぐにできる状態ですが、譲受人の家の真ん前で、日頃から譲受人がずっと管理されております。それで、農地の復元計画書が、譲受人から出ておりますので問題はないと思います。

No. 2について、譲受人が高齢のため労力不足でできないということで、譲り渡すということで話がまとまっており、これも問題がないと思いますので、どうぞよろし

くお願いします。

議 長 ありがとうございました。
 続きまして、No. 3の北大路三丁目につきまして、地元委員よりご意見を申し上げます。

委 員 3番の件でございますが、場所は北大路中学校の真裏側に当たり、周囲に譲受人の屋敷がございます。譲渡人は今、静岡に住んでおられ、耕作ができない、また、この方々はいとこ同士で売買をされるので、何ら問題ないと思っておりますので、ご審議のほど、お願いします。

議 長 ありがとうございました。
 続きまして、No. 4の里一丁目ほかにつきまして、地元委員よりご意見を申し上げます。

委 員 この4番の売主の方は、77歳と高齢で、もう仕事ができないということ、譲受人は、まだ70歳で昨年ぐらいに利用権も設定しておられ、位置図を見ていただいても分かりますように、耕作するには便利な土地で、何ら問題はなしと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございました。
 それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。
 ただし、先に事務局からありましたとおり、No. 1の伊香立北在地町につきましては、後ほど審議いただく議案第92号 農用地利用集積計画についての採決の後でお諮りします。

 それでは、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

 続きまして、No. 3について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3は

許可することに決定いたします。

続きまして、No. 4について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第90号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 それでは、説明が終わりましたので、3月24日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、地元委員の意見をお伺いします。

今回は、一日立会委員として〇〇委員に現地調査に赴いていただきました。

ただし、農地法第4条及び5条の農地転用案件について、本年2月からは、一定の案件については、本会の決定に基づいて一日立会委員を置かず、地元委員と推進委員のお二人で現地調査をしていただいております。

それでは、No. 1の北大路三丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 申請者は先ほどの3条の譲受人と同じで、一つ、苦言を申しておきますと、同じ物件で同じ家に、私は2回訪問しているわけです。3条と4条の違いはあるのですが、申請人にしてみれば、同じところですから一度に来ていただいたほうが、埒があくといえますか、こういうのは効率の観点から同じ日に行くようこれから指導していただけたらと思います。

この90号の1番の案件ですが、同じく北大路中学校の裏側にありまして、市街化区域になってもいいようなところで、平成6年に住宅を建てられ、その時以来、これは自分の屋敷の一部で、昔イノシシか何かを飼っていた小屋があったらしいのですが、住宅を建てる時に小屋をつぶして、以後、自分の自動車置場として使っておられ、屋敷と一体と見ることができますし、写真の後ろに見えておりますのも自分の所有の田んぼであり、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。

No.1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第90号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議 長 説明が終わりましたので、去る3月24日に実施いたしました現地調査の結果、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員から一括して報告をお願いします。

委 員 一日立会委員として、去る3月24日、関係者とともに現地調査をいたしました。No.1ですが、この土地は耕作されておらず、また隣の土地も雑種地となって大分、草や木が生えている状況です。獣害が発生するような状態で、今回、露天資材置場として使われるということで、土地が有効利用される。環境面でもよい方向になると思われれます。

また、周囲との境界については、法面で土留めをされ、周囲の農地への被害が出ないようにするというので、特に問題はないと思います。

No.2の件は、一戸建ての中古住宅を購入されて、その地続きの土地なのですが、地目は畑になっています。農地転用して宅地として使用するということが条件になっているとのことです。周囲は宅地になっていて、家に囲まれた狭い土地で、西側に田んぼがあるのですが、そこは石垣の段差で境界されているので、田んぼに対する被害などは特に問題ないとのことです。

No.3の件は、周囲が山林と宅地と道路、市道が通っており、露天資材置場として利用されるということで、現在その搬入口との段差があり、道路と面一にするために1.5mの切土をされ、一部に盛土が必要ということです。隣接の宅地は擁壁がしてあるのですが、その石垣などが崩れないように、1m下がって切土を行うと聞いています。

また、搬入口の市道との接続するところですが、そこは市有地になっており、一部払下げが必要で、それも了承されているということで特に問題がないと思います。

No.4の件は、事情説明書に書かれていると思いますが、平成9年度に売買され、隣接するそれぞれの所有者が、現状のとおりで登記がされているというように思い込んで現在に至っている、ということで、今回の申請は現状に合わせ、所有権移転登記をするため、ということで特に問題ないと思います。

No.5は露天資材置場として使用されるとのことなのですが、道との段差が非常にあり、碎石を10cmほどの厚みで敷くということを言われています。境界ぎりぎりの

ところまで碎石を敷かれると、隣の土地に影響しますので、現在の境界は見える状態、現状のままにしておいて碎石をそこまで広げないということをおっしゃっています。ということで、特に問題はないと思います。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺ひします。No. 1の南小松につきまして、地元委員にご意見をお伺ひします。

委員

No. 1につきましては、先ほど一日立会委員のおっしゃったように、不耕作地の解消ということと下流域においても耕作地と住宅でございますので、何ら問題ないと思ひますので、どうかよろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No. 2の和邇中浜につきまして、地元委員にご意見をお伺ひします。

委員

先ほど一日立会委員からもご説明ありましたように、敷地が一体になっているところもありますし、近隣の営農についても何ら影響はございませんので、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No. 3及びNo. 4の千町四丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺ひします。

委員

3番と4番ですが、これは大津市道の幹線道路に面しておりまして、道付きの土地でございますので、一日立会委員から詳しく説明があつたとおりです。この議案書のとおりで何ら問題ないと思ひますので、よろしくご審議のほど、お願ひします。

そこで、この議案書ですが、一日立会委員と農業委員と最適化推進委員の名前が上がっているのですが、これは最適化推進委員が来る予定で書いておられるのか、来ておられなくても書いているのか、ここはどういう意味で書いてあるのですか、事務局から説明をお願ひします。

事務局

その点につきましては、基本出席の予定で日程調整をしています。もしどちらかが来られない場合には、不在で現地調査をします。例えば今回でしたら農業委員が出席、推進委員が欠席ですが、後日、出席した農業委員から欠席した推進委員に状況をお伝えしていただくということをお願ひしております。

ですから、欠席した推進委員については、現場は確認しているという理解の下、名前を入れているということです。

委員

その辺が私たちから見ると、名前が上がっていると立ち会いに来られたという認識

を持ちますので、来られない場合は抹消するとか明確な表示といたしますか、文言で示していただいたほうが分かりやすいと思いますが、いかがですか。

事務局長 ただいまの委員の意見は大変貴重なものです。今後、来られない委員名の記入は、それを明確にしていくという方向でもって検討させていただきます。よろしくお願いします。

委員 そのほうが勘違いしないがいいと思います。書いてあると出席されたものと思ってしまいますので。

議長 ありがとうございます。
続きまして、No. 5の大石中一丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 ご指摘がありました、地元農業委員欄に名前の記載があるのですが、私は所用で、おりませんでしたので、推進委員に事前に話をして、推進委員から結果の報告をいただいております。実際の立ち合いは、推進委員にさせていただきました。

また、この申請地ですが、ここの北側の隣接地は私の所有の土地で、実際そこには足しげく通っており、現状はよくよく分かっております。

今回、譲受人から露天資材置場にすると事前に話が来ました。その時に、私が隣接農地所有者ということもあり、話は聞いたのですが、土地を所有されている方がお亡くなりになって、相続もされておられず、ここに書いていますように、相続財産管理人がいて、相続財産管理人から譲受人に譲り渡すという形にされています。

特に問題はないのですが、45ページの市道から申請地に入る真ん中ぐらいに白いところがあります。これがほとんど耕作地で、田んぼですのでプラッターを入れる。プラッターが入る坂は相当急斜面ですが、資材置場にされる時に、この急斜面が入れるかが少し気になりましたので、それについて譲受人に確認していただきましたら、ある程度、申請地の北側ぐらいまでに延ばすような話をされていました。その辺については、私もどういう形でされるのか確認しており、特に今のところ問題はないと思います。

以上ですので、よろしく審議のほど、お願いします。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

委員 5番、土地について特に言うことはないのですが、この現地写真を見ますと、草がぼうぼうに生えているようです。これについて指導はしたのでしょうか。

事務局 指導というのは過去の事についてですか。

委員 現地確認をする際に、こういう状態で確認をしたのかということを行っています。

事務局 ご質問について、このような状態で現地確認はしており、写真より現地を見ていただくと分かるのですが、上の写真について、概ね2.5m、かなりの高さまで草が生えていました。ひとえに、事情としては亡くなられて相続財産管理人が就かれ、管理ができていないということで、転用後は速やかに草を刈るということは事務局からも説明をしたところで、草の管理については、推進委員も言っていましたし、農業委員からも、きちんと管理するように言われていると事業者も言っていました。

ですから、転用後は速やかにここの土地はきれいになる、と理解をしています。以上です。

議長 ほかに何かございませんか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですのでお諮りします。
No.1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、No.3につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採決>

議長 挙手全員により、議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.4は許可することに決定いたします。

続きまして、No.5につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第91号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.5は許可することに決定いたします。

それでは、続きまして、議案第92号 農用地利用集積計画についてを整理番号1から整理番号18を一括して議題といたします。

それでは、農林水産課の説明を求めます。

農林水産課 (農林水産課 説明)

事務局 (事務局、補足説明)

議 長 説明が終わりましたので、何かご意見・ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案95号 農用地利用集積計画については、原案のとおり決定いたします。

それでは、先ほど採決を保留しておりました、議案第89号の No. 1についてお諮りします。

賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第89号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

ここで議案の審査を終了します。

それでは、続きまして報告案件です。報告第132号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、報告第133号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届について、報告第134号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について、報告第135号 田畑転換等農地の形状変更の届出について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき報告)

副会長 はい、ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか。

委員 135号の説明、田畑転換等農地の形状変更の届出について、田から畑へも届出が要るのですね。詳しく説明をお願いします。

事務局 この申請ですが、田から畑ということで、以前にこちらの地域の隣接でガソリンスタンドに転用する申請があったと思います。それに伴い、今回の土地にはなかなか水が来なくなるので、地権者が心配をして、申請地の嵩を上げて、畑にするという届出です。事業完了後は、畑として継続して使っていくと聞いており、概ね80cmほど高さを上げるという申請です。以上です。

委員 これは田んぼで、畑で利用されますが、嵩上げがあるから、ということですね。

事務局 はい、そうです。
今回の土地は1,000㎡ありませんが、面積がもっと広い場合は、農地法4条許可申請になります。田畑転換の指導要項に定めがあり、今回の土地については1,000㎡以下であったこと、また切土、盛土の高さが1m未満であったこと、期間6か月以内ということから、届出で、それを超えるものは許可申請、また市街化区域については、4条届出ということでご理解いただければと思います。以上です。

議長 ほかに何かご意見ございませんか。

委員 135号 田畑転換等農地の形状変更の届出ということでありましたが、農地法第4条で転用する時は、どの辺りまでが転用になるのか。少しのことはいいのか、その辺が分かりにくいので、少し説明いただけますか。

事務局 委員は、期間のことを聞いておられますか。

委員 期間ということもあるかもしれませんが、それについてもあるのなら、それも一緒にご説明をお願いします。

事務局 農業者で、特に田の場合は、せまち直しという言葉をご存じだと思うのですが、田と田を隔てている畦をなくすとか、少し低いところのみを少し、1週間から10日ほどで直すということが当然あると理解しており、事務局としては短期間で終わるのなら、地元の委員に話はしておいてくださいと伝えていることから、せまち直しであれば、地元委員の了解の下、行われている状況です。

今回、それを超えてくるようなもの、例えば1か月を超えてくる、必要に応じて

擁壁を施工する、今回の土地のように、土をかなり持ってきて、期間が2、3か月にわたるなど、そういうものについては、農業委員にも理解をしていただくのも必要なのですが、周囲の方は、何をしているのか、と心配する方もいて、市役所に何をやっているのかという通報もありますので、その場合に備えて事務局としては、農業委員に理解してもらうとともに、正式に届出、また面積が広ければ許可申請され、適正に手続をしているということで整理をしておりますので、ご理解をいただければと思います。

今後、こういったお話があれば必要に応じて事務局にご相談をいただければと思います。以上です。

議 長 ほかにご意見・ご質問はございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見等も出尽くしたようですので、以上をもちまして、一旦報告案件を終了します。

そのほか、何かありましたらお願いします。

事務局長 先ほど〇〇委員からも意見をいただきました、現地調査の立ち会いについて、申請が3条と5条で違うなどあるのですが、申請者が同一の場合は、できるだけ同一で一括立ち会いができますように調整を図っていきたいと思います。

ただ、一日立会委員が行く日は決められておりますので、個別でまた調整を図るのも、できるだけ同日で図るようには努めていきたいとは考えておりますので、またどうぞよろしくお願いします。

(事務局農地係から、4月から押印廃止と、隣地承諾書の運用開始の説明)

(事務局農地係から、農地許可申請現地調査日程(令和4年度)について説明)

(事務局農業振興係から ①活動計画・目標 ②活動記録簿 ③次回の案内)

議 長 ほかに何かございますか。

(なしの声)

議 長 それでは、これをもちまして、本日の全ての案件を終了いたします。
マイクを司会に渡します。

副会長 長時間にわたりご審議、どうもありがとうございました。

これをもちまして、第24期、第24回大津市農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議事録署名委員

議長 (田中 謙一 委員) 印

委員 (松尾 比古敏 委員) 印

委員 (正田 富美子 委員) 印